



たつの市公告第56号

たつの市国民宿舍赤とんぼ荘利活用事業公募型プロポーザルを執行するので、下記のとおり公告する。

なお、本件については、たつの市契約規則（平成17年規則第40号）及びたつの市入札関係法令等に準じて行う。

令和3年7月12日

たつの市長 山本



記

1 事業の概要

(1) 業務名

たつの市国民宿舍赤とんぼ荘利活用事業

(2) 業務の内容

たつの市が所有する赤とんぼ荘の土地、建物及び備品を使用貸借により利用する事業者を募集するもの

(3) 貸借料

無償とする。

ただし、敷地内にある民有地に係る貸借については、事業者において貸借契約を締結すること。（令和3年度貸借料は年額24万円）

(4) 業務内容の詳細

別紙、「たつの市国民宿舍赤とんぼ荘利活用事業業務仕様書」のとおり

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する個人、法人又は複数の団体からなるグループとし、グループによる参加の場合は、全ての構成員が下記の(1)～(6)の資格基準を満たすものとする。なお、グループを構成する法人又は個人は、単独で応募することはできない。また、他に参加するグループの構成員となることはできない。

(1) 公示日から契約締結日までに、たつの市又は兵庫県から指名停止を受けていない者

(2) 入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がない者

- (3) たつの市入札参加資格制限基準（平成 17 年告示第 93 号）に規定する入札参加者の資格制限に該当しない者
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、これらの申立てがなされた場合であって、参加申込の前日までに裁判所から更生若しくは再生計画の認可決定を受けた者はこの限りでない。
- (5) たつの市契約等から暴力団等を排除する措置に関する要綱（平成 24 年告示第 1 号）第 3 条に規定する入札参加排除措置を受けていない者
- (6) 本市が実施する施設見学会及び利活用事業説明会に参加した者

3 スケジュール

実施内容	実施期間
参加表明書の提出期間	令和 3 年 7 月 12 日（月）～ 8 月 10 日（火）
施設見学会及び利活用事業説明会	令和 3 年 8 月 5 日（木）
質問書受付期間	令和 3 年 8 月 11 日（水）～ 8 月 20 日（金）
質問書回答	令和 3 年 8 月 27 日（金）
企画提案書等の提出期間	令和 3 年 8 月 30 日（月）～ 9 月 24 日（金）
プロポーザル審査	令和 3 年 10 月中旬（予定）
審査の結果通知	令和 3 年 10 月中旬（予定）
候補者との契約交渉	令和 3 年 11 月（予定）
市議会への提案	令和 3 年 12 月（予定）

4 本プロポーザルに係る関係書類の公表

(1) 公表書類

- ア 公募型プロポーザルに係る手続き開始の公告
- イ 公募型プロポーザル実施要領
- ウ 業務仕様書
- エ 管理備品一覧
- オ 提出様式

(2) 公表方法

公表書類は、たつの市のホームページからダウンロードすること。

URL:<https://www.city.tatsuno.lg.jp/>

5 参加表明書の提出

(1)提出期限

令和3年8月10日(火)

(2)提出先

10に掲げる担当課

(3)提出書類

持参又は郵送とする。

6 企画提案書の提出

(1)提出期限

令和3年9月24日(金)

(2)提出先

10に掲げる担当課

(3)提出書類

持参又は郵送とする。

7 審査の方法

(1)審査委員会

たつの市国民宿舎赤とんぼ荘利活用事業公募型プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置し、企画提案書等の審査及び評価を行ない、利活用候補者を選定する。

(2)プロポーザル審査

企画提案書等について、プレゼンテーション及び質疑応答を実施し、評価基準に沿って審査を行う。持ち時間はプレゼンテーション15分、質疑応答15分程度とする。日程等詳細については、別途通知するものとする。

8 利活用候補者の選定等

(1)結果の通知

委員会の選定結果を基に利活用候補者を選定する。

利活用候補者として選定した者及び選定されなかった者に対し、結果通知書（様式第11号）により通知する。なお、実施要領等の内容や決定事項について、不明確、錯誤等による異議の申し立て、審査等に対する異議の申し立てを行うことはできない。また、選定方法及び選定内容についての問合せにも応じない。

(2) 契約の手続き

第1利活用候補者と企画提案の内容について協議を行った上で、契約締結交渉を行う。なお、契約締結交渉が不調の場合は、第2利活用候補者と契約締結交渉を行う。

(3) 結果の公表

委員会における審査及び評価の結果については、契約締結後に公表するものとする。

9 その他

(1) 本プロポーザル参加に伴う費用は、参加表明者の負担とする。

(2) 詳細は、別紙「たつの市国民宿舎赤とんぼ荘利活用事業公募型プロポーザル実施要領」による。

10 担当課

たつの市産業部商工振興課

住 所 〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1

TEL 0791-64-3158

FAX 0791-63-3784

E-mail shokoshinko@city.tatsuno.lg.jp